

'07年、15万体のうち司法解剖率はわずか3.8%—  
殺人の可能性がある事件でも「自殺」「事故」「病死」とされてしまう検査の暗部を直撃



実況見分調書の写真。事故直後のものだが、なぜか車のキーがトランクに差し込まれていた（上）。圭史さんの車は左側が衝突していたが、右側に破損が集中していた（下）

事件直後から「酒を飲んでいただろ」

る。目にするのも辛いはずの事故車を、いとおしむかのように見つめる母のまなざしは、あまりに痛々しい。

事件が起ったのは、'95年7月3日のことだった。「私は前年に離婚し、4人の子供を取りました。長男の圭史は、毎月20万円の給料から1万5000円だけを自分の小遣いにし、あとは全部家に入れて、私を助けてくれていました。

小遣いも自分のためには使わず、兄弟に好きなものを買ってやるやさしい子でした。あの夜も自分の勤めを終えてから私のたこ焼き屋を手伝ってくれたんです。閉店後、午前3時半ごろ、「別々の車で店を出ました」

話でした。警察はいきなり、車は署のほうへ運んどきました。レッカー代を集めに来ると思いますのでお金払ってくださいね」などと言つてきました。私は、なぜ今そんなことを聞かないといけないので、「息子を布団に寝かせよう」と電話を切り、息子が運ばれた都城救急医療センターへ駆けつけました

対面した野口さんは、何が起つているのか理解できず、ただ、遺体にすがつて泣き叫ぶだけだった。「処置室を出たあと、廊下にいた警察官が、いきなりこう言つてきました。「息子さんはお酒を飲んでたね。どのくらいにする、コップ1杯くらいにしどうか?」と思わず耳を疑いました。私は店を出るまで息子と一緒にいたんです。圭史がお酒なんて飲んでいたはずがありませんでした」

午前7時、圭史さんの遺

事件直後から「酒を飲んでいただろ」

る。目にするのも辛いはずの事故車を、いとおしむかのように見つめる母のまなざしは、あまりに痛々しい。

日本ではこの説に基づき、警察官がごく短時間のうちに五官（注1）を使って、目の前の死体を以下のように分類している。

①犯罪死体（犯罪による）  
②死体三分説（死因不明）  
③非犯罪死体（死因不明）

そして、結果的に警察が必要と判断したものだけが解剖に回される。つまり、医学的な判断よりも、警察の経験と感覚が優先されているのである（注2）。

そんな国は日本以外はない。諸外国ではまず、①明らかに病死した死体②それ以外の死体に分け、②に対しても解剖を実施した上で、犯罪性の有無を判断している。つまり、「医学的な検査を行つてから死因を判断する」という、科学的な死因究明制

度が整備されているのだ。明システムでは、死体の分類だけでなく、用語の意味も曖昧で複雑だ。それはとくとして警察の杜撰な初動捜査の逃げ道となり、遺族を翻弄する——。

謎の死を遂げた野口圭史さん。家族思いの優しい22歳だった

柳原三佳  
ノンフィクション作家

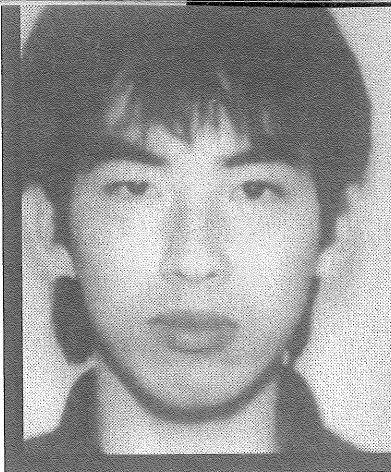
短期集中連載

# 葬られた 事件簿 「変死体」

第4回

宮崎 22歳男性「車中怪死」事件

「警察が主張する「単独交通事故」はおかしい！」



## 「頭部に残された「疑惑の貫通痕」は

「頭部に残された「疑惑の貫通痕」は

度が整備されているのだ。明システムでは、死体の分類だけでなく、用語の意味も曖昧で複雑だ。それはとくとして警察の杜撰な初動捜査の逃げ道となり、遺族を翻弄する——。

「息子の死に顔を思い出すたびに悔しくて、今でも涙ができます。最後の瞬間、いつに何があったのか。それがどこか片時も頭から離れません」

注1) 目、耳など5つの感覚器官のこと

注2) 次ページ参照

「警察からたびいやが  
らせのようになつたんで  
てくるようになつたんで  
す。『おまえの息子は飲ん  
でいたがね』と何度もそう  
言されました。近所の人にも、  
『酒を飲んでスピード  
を出し壁に激突した』と言  
いふらしていたようです。  
また、警察署に置いてあつ  
た息子の車についても、『早  
くどけんね。うちで始末

「あの事故はおかしいです。息子さんの右耳の上には丸い穴の傷があつて、そこから左の後頭部にかけて何かが貫通したような痕があつた。おそらく車が衝突するときには時速10kmくらいしかなく、そのとき彼はすでに亡くなっていたのではないか」と、事件の不自然な点を次々と指摘したのだった。野口さんの疑惑は膨らむばかりだった。

## 圭史さんは拳銃で 殺害された？

は、いざというときのため  
に事故車を警察から引き取  
ることにした。車を見た彼  
女にひとつの疑問が浮かん  
だ。圭史さんの車は左側が  
建物にぶつかる形で停車し  
ていたのに、なぜか右側に  
大きな破損が見られたの  
だ。また、衝突した建物に  
はない塗料の痕跡も残って  
いたのだった。

事件から約1年半後、野口さんは真実を知るため、宮崎地検に出向き、警察の作成した実況見分調書の曇り書きを行った。

調書には、事件直後に現場で撮影したという15枚の写真（前ページ下2点参照）が貼付され、圭史さんの事が激突するまでの状況が、現場見取り図に再現された（次ページ上図参照）。じつは、この一部始終を目撃していたのは、パートカー

で警ら中の宮崎県警巡查部長だったのです。しかし、頭部の貫通痕や車体の右側の大きな破損などに関する、納得できる説明はなかった。

さらに、なぜか飲酒に関する書類や、遺体の損傷に関する記録や写真は一枚も出てこなかつたのである。

私は圭史さんの死亡を確認した飯田医師に会いに行つた。彼は、昔のことなので確かにではない、と前置きしながらも、こう語つた。

「警察が病院で遺体の写真を撮つていたような記憶は

「00年3月宮崎県を相手に民事裁判を起した。彼女が自ら作成した訴状には、野口さんの考える息子の死の真相として、このような文言が並んでいた。

〈野口圭史の車は、スピードを出していたパトカー（警察が目撃者とした巡査部長らが乗車）に後方からぶつけられ、左のほうに弧をえがき、一度停止した。交通安全週間ということもあり、このことがバレるのを恐れた警官らは、口封じのため圭史を拳銃で殺害した〉つまり、警察が検視も司

た遺体の写真や検視結果がまつたく開示されない中で、警察官による殺害説を裏付けることは困難だつた。

私は、宮崎県警本部に出向いた。対応したのは、総務課の杉山勝朗広報官と、監察課の吉田瑞行理事官だ。主に回答したのは杉山広報官だつた。

——検視はしたのですか。

「検視はしていませんが、『検証』はしました」

——検証?

「野口さんの場合は、道路交通法違反、つまり安全運転義務違反によつて引き起

注2) '07年に警察が取り扱った死体(交通関係を除く)は、15万4579体。うち、858体が①の「犯罪死体」、1万4076体が②の「変死体」、13万9645体が③の「非犯罪死体」に振り分けられた。「変死体」とされたのはわずか1割だった



いまも圭史さん  
の壊れた車を自  
宅で大切に保存  
している、母親  
の野口健子さん。

遺族が主張する疑問点

- ・建物と一致しない右側の衝突面
- ・建物と衝突する前に、別の物体にも衝突した痕跡や塗料痕

①②運転席の床と左側に多量の血痕  
③後部座席に血液を洗い流したような跡

死亡証明書には右側頭部挫創(約5cm)の記述

・頭部のみが損傷  
・顔や体はきれい

・右目は、やや飛び出る  
・後頭部は砕けたような感じ

・右こめかみに丸い穴  
・左後頭部にかけて貫通したような様子

「なら車や道路の欠陥で引き起こされた事故もすべて、ドライバーの“犯罪”なのか。どう考えておおかしな話だ。野口さんの遺体は撮影されたのですか？」

「当然しますよ。でないと検察官に送れませんから。裁判記録では、事故当日、都城救命急診センターにおいて医師立ち会いの下、写真撮影などが行われたとなっています」

「でも、医師に直接会って確認したところ、撮影は立ち会った記憶はないと言つておられたが。

「いや、そんなはずはありませんよ。私も写真を見ましたから」

「え？ 野口さんが開いた書類（死体の写真）が、警察内部では広報の方まで自由に見られるんですか？」

宮崎県警は今回の裁判では被告で、訴訟の当事者ですよね。それなのに、片方だけが自由に調書を見られるなんてアンフェアですね。

「まあ……、それは……」

広報官はばつが悪そうに顔をしかめた。

——ところで、その写真、どこでご覧になつたのですか。検察庁ですか。

「いや……。警察です」

——本当に撮影しているなら、写真を開示して、遺族の疑惑を解けばよいのでは？

「…………」

正当化しようとしていたと  
しか思えなかつた。  
死因究明問題に詳しく、  
昨年国会に「死因究明2法案」を提出した、衆議院議員で弁護士の細川律夫氏（民主党）はこう指摘する。  
「『単独交通事故死は必ず犯罪死』というのは詭弁ですね。警察の死体三分説従えば、このケースは検視を行い、変死体、つまり犯罪の疑いもあると判断するのが正しいでしょ。そもそも死体を3分類すること自体がおかしいのです。死体三分説によつて、警察は刑事訴訟法上の『変死』の概念を勝手に狭めている。  
それが問題です」

## 「宮崎県警の説明は詭弁」

## 「宮崎県警の説明は詭弁」

私たちにはこんなに苦しむな  
くて済んだのに……。でも  
あきらめません。裁判員制度  
が始まつたらもう一度、  
何らかのかたちで警察の責  
任を追及していきたいと思  
つています」

「いや、そんなはずはありませんよ。私も写真を見ましたから」  
——え？ 野口さんが開示請求をしても出てこなかつた書類（死体の写真）が、警察内部では広報の方まで自由に見られるんですか？ 宮崎県警は今回の裁判では被告で、訴訟の当事者ですよね。それなのに、片方だけが自由に調書を見られるなんてアンフェアですね。

「まあ……、それは……」

広報官はばつが悪そうに顔をしかめた。

——ところで、その写真、どこでご覧になつたのですか。検察庁ですか。

「いや……。警察です」

——本当に撮影しているなら、写真を開示して、遺族の疑惑を解けばよいのでは？

正当化しようとしていたと  
しか思えなかつた。

死因究明問題に詳しく、  
昨年国会に「死因究明2法案」を提出した、衆議院議員で弁護士の細川律夫氏（民主党）はこう指摘する。

「単独交通事故死は必ず犯罪死」というのは詭弁でですね。警察の死体三分説による。従えば、このケースは検査を行い、変死体、つまり犯罪の疑いもあると判断するのが正しいでしょう。そもそも死体を3分類すること自体がおかしいのです。死体三分説によつて、警察は刑事訴訟法上の「変死」の概念を勝手に狭めている。それが問題です」

野口さんは語る。

遺族が主張する疑問点

- ・建物と一致しない右側の衝突面
- ・建物と衝突する前に、別の物体にも衝突した痕跡や塗料痕

①②運転席の床と左側に多量の血痕  
③後部座席に血液を洗い流したような跡

死亡証明書には右側頭部挫創(約5cm)の記述

- ・頭部のみが損傷
- ・顔や体はきれい
- ・右目は、やや飛び出る
- ・後頭部は砕けたような感じ
- ・右こめかみに丸い穴
- ・左後頭部にかけて貫通したような様子

——野口さんの遭  
体は撮影されたの  
ですか？

「当然します  
よ。でないと検察  
院に送れませんか  
ら。裁判記録では、  
事故当日、都城救  
急医療センターに  
おいて医師立ち会  
いの下、写真撮影  
などが行われたと  
なっています」

——でも、医師に  
直接会つて確認し  
たところ、撮影に  
ないと言つておら  
れましたが。

「よね。それなのに、片方が自由に調書を見られるなんてアンフェアですね。」「まあ……、それは……」広報官はばつが悪そうに顔をしかめた。

——ところで、その写真、どこでご覧になつたのですか。検察庁ですか。

「いや……。警察です」

——本当に撮影しているなら、写真を開示して、遺族の疑惑を解けばよいのでは?「…………」

従えば、このケースは検視を行ひ、変死体、つまり犯人の死体の疑いもあると判断するのが正しいでしょう。そもそも死体を3分類すること自体がおかしいのです。死体三分説によつて、警察は刑事訴訟法上の『変死』の概念を勝手に狭めている。それが問題です」

野口さんは語る。

「警察が検視すら行わなかつたのは、事件の真相を隠蔽するためとしか思えません。司法解剖されていれば、私たちはこんなに苦しむなくて済んだのに……。でもあきらめません。裁判員制度が始まつたらもう一度、何らかのかたちで警察の責任を追及していきたいと思つています」

注3) 刑事訴訟法第229条には、「変死者又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察庁又は区検察庁の検察官は、検視をしなければならない」と明記されているが、実際には警察が検察の代行で検視を行っているケースが大半を占める